

岡山家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時

平成25年6月27日（木）午後2時30分

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員（五十音順）

出原晋一郎委員，小川育央委員，佐藤由美子委員，瀬戸啓子委員，濱本純子委員，樋口正行委員，広岡尚弥委員，福岡典子委員，藤田健三委員，水田美由紀委員，森雄二委員，山本繁委員，横田都志子委員

2 説明者

梶川基主任書記官

榎並由美子書記官

土井薫書記官

岸野孝昭書記官

3 オブザーバー

劔持誠事務局長

福田郁生首席家裁調査官

高田晃由首席書記官

八木哲也次席家裁調査官

行正博俊訟廷管理官

第4 議事の要旨

1 開会

2 意見交換

「成年後見」をテーマに意見交換を行った（発言要旨は別紙のとおり）。

なお、意見交換の前に、DVD「後見人になったなら… ～後見人の仕事と責任～」の

視聴並びに説明者による成年後見の申立人に対する受付窓口における裁判所職員の説明の概要（成年後見の申立てを検討しているとして来庁した方に対して交付している書面（岡山後見ファイル）の説明等）及びそれに関するロールプレイ（病院で認知症と診断され、入院中の父親が所有している不動産を売却するために、自らが後見人になることを前提に成年後見の申立てをすることを決心した申立人との裁判所窓口でのやりとりを内容とするもの）が行われた。

3 次回の期日の決定，意見交換事項（テーマ）の決定

次回の開催日時は，平成25年11月21日（木）午後2時30分とする。

意見交換事項（テーマ）「成年後見制度（後見人の実際）」

4 閉会

(別紙)

意見交換における発言要旨

(◎委員長，○委員(委員長を除く。)，△説明者)

◎ 先ほどのロールプレイで出てきたような財産処分のためだけに後見制度を利用したいという事例は，よくあるのか。

△ 自分の目的が終わったから，後見制度はもう必要がないので終わらせて欲しいと主張する方はいる。

○ 先ほどのDVDは，家庭裁判所に行けば，いつでも見ることができるのか。

△ 家庭裁判所の手続案内室が空いている限り，見ていただくことができる。

○ 裁判所に行くと，DVDを利用した説明もしてもらえるということをもっと宣伝したらいいと思う。

また，一般の方が申立書や添付書類などを提出する際，自分用の控えとして，それらの書類を裁判所の窓口でコピーしてもらおうというサービスは受けられないか。

△ 基本的には，控え等は申立人の方で準備していただきたい

○ 岡山家裁で選任された後見人は，現在何人ぐらいいて，そのうち弁護士が後見人になるケースはどれくらいか。

△ 24年度のデータによると，岡山家裁の全終局件数779件のうち親族以外の方が後見人になったケースは，弁護士が175人，司法書士169人，社会福祉士が26人となっている。

○ 親が弱ってきたからといって，いきなり成年後見の話をするのではなく，まずは介護の問題があつて，財産があるときに後見人の選任が問題になってくるという順序ではないか。

○ 同居している父親のキャッシュカードを娘が持っている場合に，娘がそのキャッシュカードで病院の費用とかを引き出してはいけないのか。いけないとなると，その段階で成年後見制度の利用の必要性が生じることになると思う。

○ 施設に入るまでには至っていない認知症の親が，悪徳商法の被害に遭ったとき，成年後見制度を利用していけば，解約するなどして被害を回復できるのであれば，成年後見制度の

利用の必要性は高いと思うが、その手続に3か月も4か月も要するということになる、なかなか利用しないと思う。

- 成年後見制度としては、ある程度手続に時間を要するのは分かるが、今の制度に要する期間は、少し現実と離れている感じがする。「岡山後見ファイル」の中の多くの書類を見せられ、これらの書類を全部用意しなくてはならないと言われたら、これは面倒だと思う人が多いであろう。
- この制度を利用するためには、どうしてもこれら全ての書類が必要なのか。
- 必要かと言われると、必要だという答えになる。ただこの中の全てが漏れなく記載されている必要はない。一部に空欄があるまま申立書が提出された場合などは、裁判所の方から補充的に質問したり、調査するなどしている。
- とりあえず記載できる部分だけを書いておき、空欄部分などは後日、口頭などで補充すればよいといっても、一個でも欠けたり間違ったりすることは許されないと思っている方が多いと思う。だから、これだけは絶対に書いてください、あとは少々漏れていても何とかなりますよと説明したり、その旨を書面に記載しておくということが非常に重要だと思う。
- 受付の場面などで、申立人が、自ら後見人になりたいという希望を述べた場合、その申立人の借金の有無などを調査することがあるのか。
- 成年後見人候補者事情説明書という書面の中に、その方の経済状況などについての記載欄がある。
- 不動産を売却することが目的の場合、通常はそのとおり正直には書かないと思うので、自己申告による調査だけでは限界があろう。
- 申立人が示した後見人候補者について、裁判所として適当でないと判断した場合は、どうなるのか。
- 事案によっては、専門職後見人と呼ばれる弁護士や司法書士にお願いすることになる。
- そのような場合は、弁護士などに支払う費用が発生するのか。
- 弁護士に限らず、原則として後見人には報酬を支払うことになる。
- 申立ての段階では、後見人候補者が不正をするかもしれないという前提で審査をしないの

で、申立人に対し、後見人候補者の不正目的を疑って根掘り葉掘り聞くことはない。

家族が面倒を見ていて、本人のお金を家族が管理しているようなケースの場合、不正が容易に行えるような状況を作らないことが重要であると考えている。

不正を完全に防止することは難しいが、その兆候を早期に発見し、被害を最小限に抑えるため、報告書などの資料を見てチェックし、必要に応じて調査も行うという取組が重要であると思っている。

- 先ほどのロールプレイの中で、後見開始の審判までには、申立てから3か月程度要するという話があったが、どういうところに時間を要するのか。
- 審理に要する期間は、本人の精神状態の鑑定を行う必要があるかどうかなど、事案によっても異なる。鑑定をする場合は、その結果が出るまでに1か月ぐらいを要する。これと並行して調査もすることになるが、これにも時間がかかる。
- 入院中の方などは、治療を受ける際に診断を受けているのだから、鑑定は要らないのではないか。
- 認知症にも程度の差があり、その人がどの程度、理解できる能力があるかという点は調査が必要である。一口に後見制度といっても、後見のほか、保佐とか補助という手続があり、能力の程度によって手続が違ってくるからである。
診断書上、明らかに後見が必要であると判断できる場合は、改めて鑑定をする必要はないが、診断書に判断能力があるという記載があると、鑑定が必要となる場合がある。
- 後見制度の関係で鑑定を依頼する先は、必ずしも精神科の専門医に限らないという運用のようであるが、何科までであれば鑑定が可能と考えているか。
- 後見制度は、その人の権利をある程度制限することになるので、適正な判断の前提として専門家の意見が必要になる。診断書の作成者が精神科医ではないから鑑定をするというのではなく、その内容に少しでも疑問が生じるような記載があれば、鑑定を行うという方向になる。
- 成年後見の申立てや、その後の報告などに要する労力は非常に大きいものに対して、親族が後見人になった場合には報酬を放棄するケースがほとんどである上に、売却して得た財産

も自由には使えないとなると、成年後見なんて面倒で、申立てしても意味がないということになるのではないか。成年後見人になったら必ず報酬が得られるとした方が、この制度の利用が図られるのではないかと思う。

- 一般の方が後見制度について説明したDVDを見ることができる機会を増やすため、例えば図書館で借りることができるようにすればいいのではないか。

また、本日配布されている「岡山後見ファイル」であるが、成年後見制度の申立てにローカルなルールというのは本来ないはずなのに、ここに「岡山」と書いてあることが不思議である。さらに、これは成年後見制度の書類のセットであるということであるが、「ファイル」というと、何枚もの紙が綴じてあるというイメージなので、「ファイル」という名称にも違和感がある。

ところで、これらの資料はダウンロードできるのか。

- △ ダウンロード可能である。
- ダウンロードできるのに、そのことが書いてないと、裁判所まで行かないと、これらの資料は手に入らないと一般の方は思うのではないか。
- 申立てには電話予約が必要という記載があるが、先ほどのロールプレイのような申立てをするには電話予約が要るということか。
- △ 先ほどの例は、電話予約をせずに来庁したという設定である。電話予約をしてもらえると、即日事情聴取を行うことが可能になる。
- そうすると、「電話予約が必要」とは書いているが、予約をしなくても申立てができるということか。
- △ 厳密に言うと、予約が必ず必要というわけではなく、手続に要する時間を短縮し、申立人の負担を軽減するために予約をお願いしているものである。
- それは日本語が違うのではないか。ここには「必要です。」と明記されている。
- 今日の話で出てきた「申立て」という言葉にとっても違和感がある。「申立て」という言葉は普通には使わない言葉であり、「成年後見制度を利用するためには申立てが必要で
す。」と言われても、「申立て」とは一体何なのかという説明がどこにもなかったので、

よく理解できなかつた。「申請」とか「申込み」と同様の意味なのか。

◎「申立て」と「申込み」と「申請」は、意味としては全部同じように思うが、何か違いがあるのか。

○ 「申立て」という言葉は、条文に出てくる用語である。

○ 今日、市民の目線でいろいろな意見が出たが、そうした意見を前向きに取り入れようという考えが岡山家裁にあるのか疑問がある。

先ほどの「電話予約が必要」という記載についての話についても、本当にそのような記載が相当なのかという観点で、委員から出た意見を前向きに受け止めていただきたい。

例えば、DVDを図書館などに置くというのは、やろうと思えば明日からでもできることである。ここで出た意見を実現させてこそ、家庭裁判所委員会である。

○ DVDの件を含め、本日出た意見については、裁判所で検討し、その結果を次回に報告することとしたい。

◎ 本日は大変有意義な話ができ、岡山家庭裁判所の方でも、この場で出た意見を前向きに捉えていただけたものと思う。

以上で本日の意見交換は終わりたいと思う。